

第五編

近

世

## 第一章 近世概説

本編があつかうのは、日本史学において「近世」と呼ばれる、織豊政権から江戸幕府の成立、さらに大政奉還後の明治政府の成立に至る時期である。三〇〇年近くにおよぶこの時期において、その大部分を占めたのが、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦によって霸権が確立した徳川家を頂点とする政治体制の時代、いわゆる江戸時代である。したがつて、本編においても、紙数の多くを江戸時代のことに割いている。

### 秀吉の九州平定

織田信長は、旧来の社会的原理を否定し、自らを神格化するなど、武力的にはもちろん、あらゆる権威の超越者として天下統一を推し進めたが、天正十年（一五八二）に明智光秀の謀反によって本能寺に倒れた。信長の死は、彼が大友宗麟・義統よしづねと組んで、中国の毛利氏を討たんとする途上の出来事であった。

山崎の合戦において明智光秀を誅滅した羽柴秀吉は、信長死後の主導権争いを優位に進め、毛利氏と和睦を結ぶとともに、同氏に対して大友氏との和議を勧め、天正十四年（一五八六）一月に和睦わいじくが成立するに至つた。

秀吉は天正十三年（一五八五）七月に関白に任じられるなど、畿内におけるその政権の地位は揺らぎない

ものとなつていたが、その威勢は九州において、いまだ盤石のものとは言えなかつた。同じ年の十月に、秀吉は正親町天皇の勅命を奉じ、抗争の絶えなかつた島津義久と大友義統に対して、和睦を勧めた。しかし、島津義久は翌年一月に、秀吉の対島津外交を担当していた細川藤孝（幽齋）宛てて書状を送り、秀吉を「由来なき仁」と嘲るばかりか、大友氏との抗争は相手方に責めが有り、島津側は防戦しているだけであると回答し、今後のことば推測しかねると伝えた。

義久は、この年の六月に九州北部への進撃を決め、七月からは破竹の勢いで秀吉方の諸城を攻め落としていた。秀吉方も小倉城、馬ヶ岳城を落とし、高橋元種・長野三郎左衛門・山田大膳・八屋刑部・広津鎮種・時枝武藏守・宮成吉右衛門らを降伏させたが、戦況はなお一進一退を繰り返した。

しかし、島津氏の攻勢も、秀吉が率いる一二二万の遠征軍によつて鎮圧されるに至る。天正十五年（一五八七）三月一日に京都を発つた秀吉は、九州に入るや兵を二手（豊後・日向側と筑前・筑後・肥後側）に分け、自らは筑前側へ兵を進め、岩石城を一日で攻め落としたのをはじめ、島津方の武将を次々と降伏させていった。そして五月八日、義久は髪を落とし、龍伯と号して、秀吉の軍門に下つたのである。

秀吉は六月七日に筑前箱崎に到着し、そこで九州平定後の大名配置を行つた。豊前国については、企救郡・田川郡を毛利勝信に、京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐（妙見岳・竜王両城の当知行分を除く）を黒田孝高に、それぞれ宛行つた。

**黒田氏の入部と領国支配**

黒田氏初代の宗満（宗清）は、弘安二年（一二七九）に京極満信の一男として生まれ、近江国伊香郡黒田邑（現滋賀県伊香郡木之本町）に住み、黒田姓を名乗つた。五代目高政のとき、

山城国船岡山合戦の軍令違反により、將軍足利義植の怒りを被り、備前国邑久郡福岡（現岡山県邑久郡長船町）に移り住んだと言われている。高政の子重隆のときに備前から播磨国飾東郡姫路に移り住み、その子職隆は赤松氏一族の小寺藤兵衛政職に従つたが、戦功をあげ、小寺氏の養女（明石宗和の娘）を正室に迎えて小寺姓を与えられ、姫路城を預かつた。

職隆の子孝高（初名孝隆）は、織田信長が台頭するや、父職隆にすすめて信長に接近し、秀吉の中国征伐（天正五年＝一五七七）の折には、秀吉にしたがつて佐用城、上月城を攻めた。天正八年（一五八〇）に秀吉が三木城（別所長治）を攻め落とし、それを居城にしようとしたが、孝高は地理的に居城として適さないことを進言し、あわせて姫路城を秀吉に譲つて、自らは飾東郡国府山城に移つた。小寺の姓を黒田姓に復したのは、このころである。孝高は秀吉政権下においても次々に戦功をあげ、九州征伐の際には軍奉行として秀吉に先行して九州に入るとともに、羽柴秀長（秀吉の弟）に従つて、豊後・日向方面へ兵を進めた。島津氏降伏後、秀吉が行つた大名配置により、孝高には豊前国のうちで六郡が宛行されたが、俗に孝高が九州にとどめられたのは、秀吉が孝高の卓越した才覚を恐れてのこととも言われている。

孝高は、最初京都郡馬ヶ岳城に入つたが、秀吉の命を奉じた羽柴秀長の指示により、天正十六年（一五八八）の初めには下毛郡の中津城へ移つた。

孝高は天正十五年七月に三カ条からなる領内法度を発するとともに、同年に検地を行つてゐる。この検地は、当地方における、いわゆる（広義の）「太閤検地」であり、石高制がしかれる第一歩であつた。しかし、黒田氏の検地に対しては、在地の武士団が領内各地で抵抗しており、そのためか、黒田氏の天正検地は多分

に中世的な方式（指出検地）で行われている。

黒田氏に対する在地の武士団の抵抗は根強いものがあつたが、天正十六年一月に、鎌倉幕府御家人の由緒を持つ宇都宮氏を誅滅したことなどにより、しだいに沈静化した。

**細川氏の入部と領国支配** 慶長三年（一五九八）に秀吉が没した後、五大老筆頭として勢力を伸ばしていた徳川家康は、同五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦の勝利により、武家政権の統率者としての地位を確固たるものとした。

黒田氏は、孝高（剃髪後、如水軒円清居士と号す）が朝鮮出兵の折より、石田三成と不仲であつたこともあり、家康側につき、子の長政（天正十七年に家督相続）とともに東軍を勝利に導く一翼を担つた。慶長五年十月十五日から行われた論功行賞で、黒田氏は加増の上、筑前へ転封となる。

小倉城主であつた毛利勝信（企救郡・田川郡領知）は西軍についたため改易となつたが（慶長六年九月に土佐の山内一豊に預けられる）、この旧毛利領・黒田領および豊後国国東郡・速見郡を宛行われたのは、細川忠興であつた。

細川氏は、足利氏の支族で、足利義清の孫義季が三河国額田郡細川郷に移り住んで後、細川の姓を名乗つた。足利宗家・尊氏が挙兵するにあたつて一族を挙げて従い、近畿・四国で軍功をあげるなどして、ほぼ八力国の守護職を細川家一族で務めるに至つた。特に嫡家である京兆家の当主は摂津・丹波・讃岐・土佐の守護を世襲し、御相伴衆となつて、管領を代々務めた。

細川忠興の父藤孝は細川一族の中で、和泉半国守護家（上守護家）の後裔であった。細川氏の嫡家・各庶

家が衰亡していく中で、藤孝は信長の助けを得て足利義昭を将軍とし、後には秀吉、家康に従つて、近世大名としての細川氏の礎を築いた。また藤孝が、三条西実枝から古今伝授を受け、歌学の正統を伝える一流の文人であったことは、あまりにも有名である。

利休七哲の一人に数えられ、父藤孝と同様に文化人としても名高い細川忠興は、永禄六年（一五六三）十一月十三日に京都で生まれた。幼名を熊千代といい、天正五年（一五七七）に信長が雑賀一揆を攻めた際、父藤孝とともに従い、和泉国貝塚合戦で初陣を飾つた。その後も藤孝とともに摂津・播磨・丹波・丹後を転戦、天正八年七月、信長より丹後国で一二二万石を拝領し、初め八幡山城に入り、後に宮津城に移つた。

忠興は明智光秀の次女玉（洗礼名ガラシャ）を天正六年八月に妻に迎えていた。そのために光秀は、本能寺で信長を倒した後、藤孝・忠興父子の協力を期待していたが、細川父子は協力するどころか誓もとどりを切り、信長に対する弔意を表した。光秀は藤孝に書状を送り、摂津国と、望みであるなら若狭国も与えるとし、今回の謀反が娘婿である忠興などを引き立てんがための行動であつたことを伝えたが、細川父子は従わなかつた。光秀を倒して政治の主導権を握った秀吉は、この細川父子の行動を褒めたたえるとともに、丹後一国の知行を安堵した。この後、藤孝は剃髪し、幽齋玄旨と号し、忠興に家督を譲つたのである。

忠興は秀吉に従つて天下統一に貢献し、慶長元年（一五九六）には従三位参議に昇進し、越中守に任じられたが、秀吉死後は石田三成と対立して徳川家康に従い、三男光（のち忠利）を人質として江戸に差し出した。家康はこれに対し、大坂屋敷の台所料を名目に豊後国速見郡と由布院において六万石を宛行つた。慶長五年（一六〇〇）九月に閔ヶ原合戦が起ると、忠興は東軍に属して行動し、岐阜城を攻略するとともに、

九月十五日の合戦では首級一二三六をあげるなどの軍功をあげた。そして、戦後の論功行賞により、豊前一国および豊後国の中で二郡を安堵されたのである。

細川氏は領地を引き継ぐにあたって、黒田氏より「豊前之帳」「小物成已下ノ帳」の引き継ぎを受けており、これらの諸帳面を参照しながら、細川氏の検地は実施されていった。その検地は、入部した翌年の慶長六年七月から実施され、早いものは七月中旬に、遅いものでも九月中旬までには終了したようである。

ところで、黒田氏は転封前に慶長五年分の年貢を収納してしまい、それを細川氏に渡さず、筑前へ持ち去ってしまった。細川氏は重臣を筑前に派遣して要求し、ようやくのことで返還を受けることが出来た。忠興と如水は懇意の仲であつたが、このことをきっかけに両家は義絶するに至り、それが解けたのは一〇〇年以上後の元文元年（一七三三）であった。

細川氏が入部した当時、その領地はかなり荒廃した状況にあつたため、農村政策の基調は、一貫して荒れ地の開発などによる新田の拡大に置かれ、そのためには必要な労働力の確保が重要な課題であった。特に、元和七年（一六二二）正月に忠興（同六年閏十一月二十五日より三斎宗立と号す）から家督を相続した細川忠利は、同年八月、どのような罪を犯した者であつても帰国の上は不問にする、といった内容の高札を立てるなど、他国へ走った者の帰国を奨励した。また、他領（多くは筑前や中国地方）からの走り者を優遇して迎え入れ、企救郡などでは、人口の八九割が他領からの走り者で占められる村さえあつた。

細川氏はまた、各種の鉱山採掘も手掛けた。とりわけ企救郡呼野金山は、元和七年に発見されたと言われ、最も多い時で五六千人が採掘に従事していたという。また田川郡採銅所は、古くより銅の採掘が行われて

いたが、細川時代には金の採掘も行われた。ただ、これら金山も細川氏が肥後へ転封する寛永九年（一六三二）の段階までには、産出量もかなり減少していたようである。

### 細川氏の肥後転封

豊臣系大名の代表格であった加藤清正は、関ヶ原合戦には九州における徳川軍の中心として軍功をあげ、戦後、家康より肥後一国（球磨・天草郡を除く）五四万石を宛行された。チガハナ賤ヶ岳七本槍の一人として、また朝鮮出兵の際の虎狩りのエピソードからも知られるように、秀吉の家臣の中においても、武闘派として名高い清正であったが、家康の世となつてからは、幕府に対して柔順に従い、家の存続を計った。しかし、その子忠広は、幕府の老中土井利勝が將軍家光の暗殺計画を企てている、という内容の密書を流し、世上を混乱におとしめようと謀った。家光は忠広のこの行為を糾弾すべく、寛永九年（一六三二）五月二十四日、伊達政宗・前田利常・島津家久・上杉定勝・佐竹義宣といった有力五大名を江戸城に呼び、忠広の密書を呈示して厳罰に処することを述べ、五大名の同意の上、加藤家改易が決定した。

細川氏転封の噂は、既に寛永八年十一月からあつたが、加藤氏の改易が決定してからは、それがほぼ確実なものとなり、転封先はいまだ確定していなかつたものの、隠居の忠興は肥後、長門・周防・筑前などを候補地として考へていた。そして、七月に肥後転封が確実なものとなり、十月四日になつて正式な肥後転封の命令が藩主忠利に下つたのである。

に居住し、それにちなんで朝廷より小笠原の姓を下賜されたことに始まる。長清は父遠光とともに源頼朝の拳兵に従い、また承久の乱に際しては東山道の大将として軍功をあげ、阿波の守護職に任せられている。長清の子長経の時、比企氏の乱に連座するにおよんだが、名門の御家人として、特に武家礼法の指南役として幕府に仕えた。七代貞宗の時、足利尊氏の拳兵に従つて軍功をあげ、建武二年（一三三五）に信濃の守護職に任せられたが、室町時代を通してその領国支配は、村上・諏訪・高梨ら土着の豪族の反抗にあり、また守護職も一時斯波氏に渡るなど、安定したものとは言えなかつた。さらに、嘉吉二年（一四四二）に十一代政康が死去した後、従兄弟の関係にあつた小笠原宗康と持長の間に「嘉吉の内訌」と呼ばれる家督相続の争いが起こり、幕府の裁定にもかかわらず、文安三年（一四五六）には同族を二分して兵火を交えるに至つた。以後、小笠原氏は二派に分かれ（府中と伊那松尾）、抗争を続けることとなつたが、後には両派とも家康に仕え、近世大名へと成長した。すなわち、府中小笠原が後の小倉小笠原家であり、伊那松尾小笠原が後の越前勝山小笠原家である。

府中小笠原十九代の秀政は、元和元年（一六一五）大坂夏の陣において、嫡子忠脩（たなが）とともに戦死したが、家康はその遺領信濃国松本城を忠政の二男忠政（のちに忠真）（ただまさ）に与え、同三年には二万石加増の上、播磨国明石に一〇万石を宛行つた。またさらに、寛永三年（一六二六）には、大坂夏の陣で戦死した忠脩の子長次に、忠真と同じ播磨国において六万石が宛行された。

寛永九年、細川氏の転封にともなつて、その旧領には、小倉に忠政（金救・田川・京都・仲津・築城の各郡および上毛郡の一部、一五万石）が、中津に長次（八万石）が、龍王に忠真の弟で摂津国三田城主の松平重直（しげなお）（三万七

〇〇〇石) が、そして豊後木付には秀政三男の忠知(ただとも) (四万石) が、それぞれ配置された。譜代の小笠原一族が豊前・豊後に配置されたのは、まさに「九州御目付」的な役割を果たせんがためで、これによつて九州における徳川幕府の安定した支配体制が確立するに至つたと言える。

細川忠利の正室千代姫は、小笠原忠政の妹であり、両家は縁戚の関係にあつた。そのためもあつてか、惣庄屋の内、有能な者を残すなど、細川氏よりの領地の引き継ぎは懇切に行われた。また、家臣への知行割りに必要な郷帳を小笠原氏に渡すため、忠興が懸命に(熊本へ送った荷物の中から)それを探していることも知られ、こういった領地支配に必要な諸帳面も引き継がれていたのである。中でも、検地帳が引き継がれたことは重要で、小倉小笠原藩が入部後に検地を実施せず、途中「水帳改正」を行つたものの、実質的には細川氏から引き継いだ検地帳が明治初年まで生き続け、後代になるほど多くの矛盾が表出する原因となつた。さらには、小倉小笠原藩の雜税の中には、「反別麦」や「五分種子利米」など細川時代の雜税を踏襲したもののが見られ、支配のごく基本の部分において、前領主の影響を色濃く残していたのである。

### キリシタン禁制

エルをはじめとするイエズス会宣教師らは、最初大名を改宗させた上で、その権力を利用しながら家臣団および民衆を集団改宗させるなどして、急速に信者を増加させていった。また信長が宣教師を保護し、キリスト教の布教を助けたことは、あまりにも有名である。さらに、天正七年(一五七九)に来日した東インド巡察使ヴァリニアーノは、布教政策の転換を行い、西欧キリスト教を日本文化に適応させた形で布教し、土着の文化を評価・尊重しながら、少しづつキリスト教の普遍的価値を説くことを始めた。

この布教政策は当時のキリスト教海外布教活動にとって革命的とも言えるものであったが、ヴァリニアーノはさらに日本人キリストン（同宿）を組織して、彼らとの連携によつてキリスト教改宗者を増やしていく。九州平定を実現した秀吉は、天正十五年（一五八七）六月十八日に大名に宛て、また翌十九日には宣教師らに宛てて、いわゆる伴天連追放令を触れ出したが、これは布教と貿易を分離することを意図したもので、キリストンが政治勢力にまで成長することを警戒したものにすぎなかつた。事実、これ以後キリスト教布教活動は、天正遣欧使節が持ち帰つた活版印刷機によつて、本格的な文書伝道が可能となつたことなどにより、質的に向上していくのである。

しかし、慶長二年（一五九七）に起つた、秀吉の二十六聖人の処刑を契機に、キリストン禁制は実質化の道をたどり、続く徳川幕府は慶長十七年（一六二二）八月に幕府領に対し、翌十八年十一月には全国の諸大名に対してキリストン禁制を触れ出したのであつた。

細川時代初期の小倉や中津には伝道所や天主堂が建ち、イエズス会員もおり、領内のキリストンは二〇〇〇人を超えていたと言われる。しかし、慶長十八年の幕府キリストン禁令が触れ出されてからは、それに従い、同十九年二月には早速キリストン改宗を実施し、元和四年（一六一八）などには改宗していない者を極刑に処した。

小倉小笠原藩は、島原の乱（寛永十四年＝一六三七）に出兵した際に分捕つたキリスト像と、小倉円応寺近くから出土したキリスト像の二つを所持していたが、毎年この像を持ち回つて、一五歳以上六〇歳未満の男子を対象にそれを踏ませて、宗門改めが実施された。絵踏みによる宗門改めは、幕府では安政五年（一八五

八) に廃止されたが、小笠原藩では慶應二年（一八六六）まで続けられたのであった。

### 寛文・延宝期の藩政

幕府は寛文四年（一六六四）に、各大名に対して一斉に領知判物および朱印状を発給し、同期の藩政 時にその書式を細部に至るまで制定した。また、同七年（一六六七）には御領・私領の別を問わず、関東を除いて全国を六つの地域に分け、一斉に諸国巡見使が派遣された。さらに寛文十一年（一六七二）十月、幕領の代官に対しても宗門人別帳の作成を命じたが、これはキリシタン取り締まりを目的にしたものであったことはもちろんあるが、同時に民衆の個別人身支配を確立せんがためのものであった。

幕府は、寛文期を中心にこのような諸制度の整備・統一を進めたが、小倉小笠原藩においても、寛文・延宝期を通じて、藩政の整備・改革の時期にあった。

寛文九年（一六六九）二月、幕府は江戸市中に対して、江戸枡を京枡（方四寸九分、深さ一寸七分）に統一するよう命ぜられ、さらに同年八月には、閏十月から一切の江戸枡の使用を禁じた。小倉小笠原藩も、この京枡統一の政策に同調し、寛文十一年（一六七二）、それまで使用していた小倉枡を京枡に改めたのである。

同じ寛文十一年の九月、第二代藩主忠雄の弟真方に新田分与の名目で領地を分けることについて、幕府からの許可が下り、翌年二月には築城郡の内で一二ヵ村が与えられた。これが、いわゆる支藩・新田藩であるが、新田藩領は貞享二年（一六八五）に上毛郡の内二六ヵ村と交換され、以後明治初年の千束藩・千束県へと続いた。

寛文八年には家臣団の機構改革が行われたが、さらに延宝六年（一六七八）には地方知行制を廃止して、すべて蔵米知行とした。

小倉小笠原藩は延宝六年（一六七八）一月、藩札の発行を幕府に願い出たが、三月十五日にはその許可を得て、六月二十三日から通用が開始された。現在のところ、この時刷られた藩札は見出されていないが、一〇匁、五匁、一匁、七分、四分、三分、二分の七種の札が発行されている。この札は、豊後・筑前・長門までも通用していたが、幕府が宝永四年（一七〇七）に藩札の使用を禁止したため、諸藩と同様に通用が停止されたのであった。藩札の発行は、領内に流通している全国通用貨幣を吸収し、領外での支出に充て、藩財政の安定をはかることに目的があつた。

**飢饉** 江戸時代には幾度か「大飢饉」と呼ばれる、過度の食料不足に見舞われたが、十七世紀の代表的な飢饉に、寛永飢饉がある。それは、寛永十七年（一六四〇）・十八年の両年が天候不順であつたため、全国的に大凶作となり、続く十九年・二十年に飢饉となるに至つたのである。この時、江戸などにおいては、河川に飢死人が放棄されたため、おびただしい数の死体が浮遊していたと言われる。

一般に江戸時代の三大飢饉と呼ばれるのは、享保・天明・天保の各年代に起きた飢饉である。中でも享保の飢饉は、西日本において莫大な被害をもたらした。この飢饉は享保十七年（一七三二）五月下旬から続いた異常気象により、稻に病害虫が大量に、広範囲にわたって発生したため起きたもので、各村々では虫送りを行うなどしてその駆除に懸命であったが、効果は無く、小倉藩領でも多くの餓死者を出した。幸いにも翌十八年が豊作であったために救われたが、单年度のものとしては最悪の被害を出した大飢饉であった。

幕府老中として権勢を誇った田沼意次<sup>おもじ</sup>が、その職を退いたのは天明六年（一七八六）八月であるが、田沼に続く政権を担つたのは、翌七年六月に老中に就いた松平定信を中心とす

る譜代門閥層であった。定信が行つた幕政改革は、一般に寛政改革と呼ばれるが、それは江戸打ち毀しを契機として、旧里帰農令及び農村への公金貸し付けに代表される農村復興策に加え、出稼ぎ奉公の制限、浮浪人の授産、積金による下層民の救済といった社会政策が基調であった。

この時期、小倉小笠原藩においては、安永六年（一七七七）に家老職に就いた大甘知寛による財政再建を主軸とした藩政改革が実施された。その具体的な施策は不明な点が多いが、安永四年から三年間にわたる面扶持制の実施などによって、藩庫の充実を図ったと言われている。また、寛政期に至つて、農村内の無主地の増加は既に放置できない状況となり、潰百姓（ひれびじん）の頻出をいかにして食い止めるかが大きな課題であった。そのため藩は「御建替仕法」（寛政六年）などの施策を実施して、本百姓の維持を図つたが、構造的に弱体化した農村の復興には程遠かつた。それどころか、田川郡では、寛政五年から一〇年間実施された惣定免制によつて、数百軒の百姓が潰れたという。

また、あたかも農村の荒廃と対をなすかのように、被差別部落の人々に対する、極端な差別政策の強化が行われたのもこの時期である。とりわけ、寛政四年（一七九二）に出された法度は、穢多身分の人々の衣服を「無紋の青染め」に限定するなど苛虐な内容であった。

寛政四年（一七九二）九月、ロシアのラックスマンが根室に来航し、文化元年（一八〇

化政期以降の藩政  
四）九月にはレザノフが長崎に来航して、日露通商を求めたが、幕府は鎖国の体制を堅持することを表明してこれを拒絶した。さらに幕府は、文化四年（一八〇七）十二月にロシア船を対象にした打払い令を、文政八年（一八二五）二月には外国船全般を対象にして、無一念打払い令を触れ出したが、

もはや幕府が望む鎮国体制の維持が出来るような国際環境ではなかつた。隣国の清がアヘン戦争でイギリスに敗れたことは、幕府に大きな衝撃を与え、無二念打払い令を撤回し、薪水給与令を出して、戦争を避ける施策をとらしめたが、弘化元年（一八四四）のオランダ国王の開国勧告には、その勧告 자체を批判して拒絶した。その後も外国船の来航は頻発し、打払い令復活も論議させる中、老中阿部正弘は嘉永二年（一八四九）十一月、海防強化の大号令を発し、諸大名に対しても恒久的な海防策を講じるように命じたのである。

そのような中、小倉小笠原藩では文化十一年（一八一四）に「文化の変」または「白黒騒動」とも呼ばれる御家騒動が起き、家臣の四分の一が筑前黒崎に出国するなど、一時藩内が騒然とした。また、以前より続く農村の荒廃は、文化期以降さらに深刻さを増し、反別麦という備荒貯蓄までも放出して、その解消を図ろうとした。特に、人手不足による荒れ地の増加は、その分の年貢を弁済する本百姓層を不安定にし、欠落する者を続出させた。藩は困窮した農村を救済するために、「下ヶ米」と称して藩庫の米を分け与えるなどの方策をとつたが、逼迫した藩財政をもつて、荒廃した農村を救うことは容易ではなかつた。

文政十年（一八二七）、藩は田川郡赤池に国産会所を新設し、生蠣・楮・鶏卵などを集荷・販売する国産仕組を実施したが、失敗に終わつた。さらに天保四年（一八三三）には買米を主軸とした国産方仕法を開始、同十年にはこの仕法を中止して生蠣方会所を開くなど、専売制の商業利潤をもつて藩財政の補強を行おうとした。また、そのための費用は大坂の商人平野屋や小倉城下町の商人を両替元（銀主）とした藩札を発行したり、飴屋・万屋といった在郷の商人を登用して捻出しようとした。

藩財政の運営に苦慮していたこの時期ではあるが、宇島築港とナンギョウバルの開発という、二つの大規

模な土木工事が行われている。

宇島築港は、中津藩から的小祝浦替え地の申し入れに対し、それを回避することを目的に、郡代杉生十右衛門が建議したものであった。文政四年（一八二二）四月六日に開始されたこの工事は、同八年五月五日に三波止が竣工、同十一年一月八日には町割り、交通路が完成するにおよんだが、総工費は当初の予算九七二貫目余の二〇倍または三〇倍だったと言われる。

現在の豊津町の中心部を形成する台地は、江戸時代には「ナンギョウバル」（難行原、南行原、南郷原）と呼ばれる原野であったが、天保十年（一八三九）十月から開発工事が実施された。これは郡代原源太左衛門の発意で開始されたもので、田畠を開くことを当初の目的としていたが、結果として在郷町が形成されることとなつた。ナンギョウバルは「錦原」と名称が変えられ、御本陣が建てられるとともに、大橋や行事の商人らの居宅などが建設され、その数は大小四〇軒ほどにおよんだ。

**幕末の動乱**  
**と小笠原藩**　嘉永七年（一八五四）一月に締結された日米和親条約によつて一二〇〇年以上続いた日本の鎖国政策は終わりを告げるとともに、安政五年（一八五八）に結ばれた日米修好通商条約によつて、日本は世界の資本主義市場へと引き込まれることとなつた。

小倉小笠原藩では嘉永七年（一八五四、十一月二十七日に安政と改元）一月、勝手方引受の小笠原内膳が罷免され、代わつて島村志津摩が就任し、四月には河野四郎が郡代に就任した。農村の荒廃状況は相変わらずで、潰百姓や欠落百姓は絶えることがなく、藩の財政も逼迫の度を深め、大坂や江戸の商人に対する莫大な借入金を、まともに返済できるような状況ではなかつた。事実、大坂商人などに対する借金を二五〇年賦にする

など踏み倒しに近いものであった。また、藩は嘉永・安政期と国産仕法を改正・強化し、それによつて得た金銀を藩庫に入れるよう努めたが、それとともに、その実施過程で関係をもつた日田商人との結び付きを強め、彼らから融資を受けた資金（日田商人が借金の仲介をした幕府公金も含めて）で、幕末期の膨大な軍事費を貯うこととなつた。

長州藩に対する第二次征討令の勅許は、慶應元年（一八六五）九月に下り、翌二年六月七日に戦いの口火が切られた。小倉小笠原藩は幕府老中小笠原長行の指揮のもとに、九州方面から戦いに挑んだが、強力な長州軍に後退を強いられ、七月二十日に將軍家茂が死去するや、長行をはじめ出陣中の諸藩の多くは国元へ兵を引いたのである。そして八月一日、藩は自ら城と城下町に火を放ち、戦線を後退させ、行政機能を田川郡へ移した。その後も一進一退の戦闘が繰り返されたが、十月十一日に小倉側が止戦の申し入れをしたことを見つかけに、止戦交渉が始まることになる。

### 大政奉還か　止戦交渉は、長州側が新田藩主小笠原貞正を人質として差し出すよう要求したため、一時決ら明治へ

裂し、小倉藩は領地のすべてを明け渡して、藩士らを他領へ退国させることまで決意したが、長州側の引き留めにより留保した。交渉は、慶應三年一月二十二日に終わり、幕府の軍事行動に二度と加担しないこと、企救郡を長州藩の預かり地とすることなどを確認して講和が成立した。またこの時、肥後へ避難していた継嗣小笠原豊千代丸をはじめとする前藩主（小笠原忠幹、慶應元年九月六日に死去）の家族の居宅を、京都郡稗田村に新しく建設することで確認しあつている。

藩の行政機能の中心は、小倉城焼失直後、田川郡採銅所に置かれたが、慶應二年十月一日からは香春御茶

屋に移され、同年十二月二十日には長州との講和を控えて添田に移転。さらに翌年三月には再び香春御茶屋に戻るなど、まさに右往左往の体を示していた。また、城が焼失した際、主だった財産は持ち出していたものの、藩財政は崩壊に瀕し、藩士への俸禄を完全に支払うことはとても出来なかつた。

こういった中、小倉城焼失後、途絶えていた藩士子弟の教育を再開するため、慶応三年五月一日に、寺院に寓居する形で藩校思永館が再興された。また、領内に分散した藩士のために、各所の寺院に支館が設けられたのであつた。

中央では、慶応三年十月十五日に朝廷が徳川慶喜の大政奉還の奏上を受け入れ、同年十一月九日には、岩倉具視・西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允といった討幕派が、摂政・関白・幕府を廃止し、総裁・議定・参与を設置するとともに、神武創業の古に復するという理想を標榜した「王政復古の大号令」を発した。慶応四年（一八六八）一月三日の鳥羽・伏見の戦から、いわゆる戊辰戦争が始まるが、四月には江戸城が開城されるなど、名実ともに江戸幕府は倒されるに至つた。元号が慶応から明治に改元となつたのは、九月八日のことである。

ところで、長州藩との和議が成立した際、小笠原藩は京都郡稗田村に藩主の居宅を建設することを申し入れたのであるが、実際はこの段階において、稗田村はその候補地の一つにすぎなかつた。新たな藩庁建設地を探すことは、小倉城焼失後の割と早い段階から行われていたが、その場所が正式に確定したのは、明治元年十一月のことであつた。この決定は藩士一一八人の投票によって行われ、天保期以降「錦原」と呼ばれていた豊津台地が、その場所に選ばれたのである。藩庁造営工事は、この年の十二月二十四日から開始され、

明治三年末までには、ほぼ藩都としての体裁を整えるに至るのであるが、豊津台地は明治四年（一八七一）十一月十四日に改置府県が施行されるまで、「豊津藩」、それに統く「豊津県」の中心地としての役割を果たすこととなる。